

財政援助団体等監査報告書

第1 準拠基準

青森市監査基準

第2 監査の種類

財政援助団体等の監査（地方自治法第199条第7項）

第3 監査の対象、日程及び実施場所

次表に掲げる日程において、次の団体の出納及び出納に関連する事務で交付金に係るものを対象として監査を実施した。

日 程	団 体 名	交付金の額	実 施 場 所
令和4年9月13日から 同年10月24日まで	公立大学法人 青森公立大学	547,173,080 円 (うち精算返納額 26,452,505 円)	・青森公立大学 ・監査委員室

第4 監査の着眼点

- 1 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか
- 2 財務に関する事務が適正に執行されているか

第5 監査の主な実施内容

監査委員事務局の職員による予備監査（試査による書類の閲覧・証憑突合・帳簿突合などを行う書類監査又は実地において実査・立会などを行う実地監査）を実施した後、監査委員が事情聴取及び質問を行う委員監査を実施した。

第6 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていると認められる。